

#### Q4 高額家財の個別賠償の請求をする際に必要な資料は何ですか？

A 請求する個々の家財を写した写真が必ず必要です。

「家財が写っている部屋全体の写真」だけでは賠償がされません。1つ1つの家財が写っている写真で、その家財の特徴の分かる写真（一品ごとの特徴の分かる写真）が必要です。一品ごとの特徴の分かる写真とは、その物全体が写っている写真に加えて、主に次の部分が写った写真になります。

①家電：メーカー名、型番、製造年月日のわかる部分の写真

②家具：模様、装飾、造りが分かる写真

③着物：模様、刺繍、生地が分かる写真

一品ごとの特徴の分かる写真がなくても請求をすることはできますが、賠償金が低額になったり、賠償が否定されたりする可能性が高くなります。

#### Q5 高額家財の個別賠償では賠償金はどのように算定されますか？

A 経年減価する家財の賠償金額は次の算定式で計算されます。

【購入時の価格】×償却係数

購入時の価格は、提出した家財の写真等の資料を基に東京電力が独自に認定します。償

却係数は東京電力が独自に定めた係数で、次の表のとおり設定されています。

家財の購入年	償却係数
2003年以前	20%
2004年	30%
2005年	40%
2006年	50%
2007年	60%
2008年	70%
2009年	80%
2010年	90%
2011年 (3月11日以前)	100%

例：2003年に30万円で購入した着物の賠償金額

$$30(\text{万円}) \times 20(\%) = 6(\text{万円})$$

#### Q6 高額家財の個別賠償は何度かに分けて請求できますか？

A 東京電力に対する直接請求で賠償請求ができるのは、原則1度だけです。

高額家財の個別賠償の請求をする際には、請求漏れのないようにしましょう。



\*帰還困難区域、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域（20km圏内）対象

## 家財賠償 Q&A



南相馬市復興企画部  
原子力損害対策課

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町2丁目27番地

電話 0244-24-5337

FAX 0244-23-2511

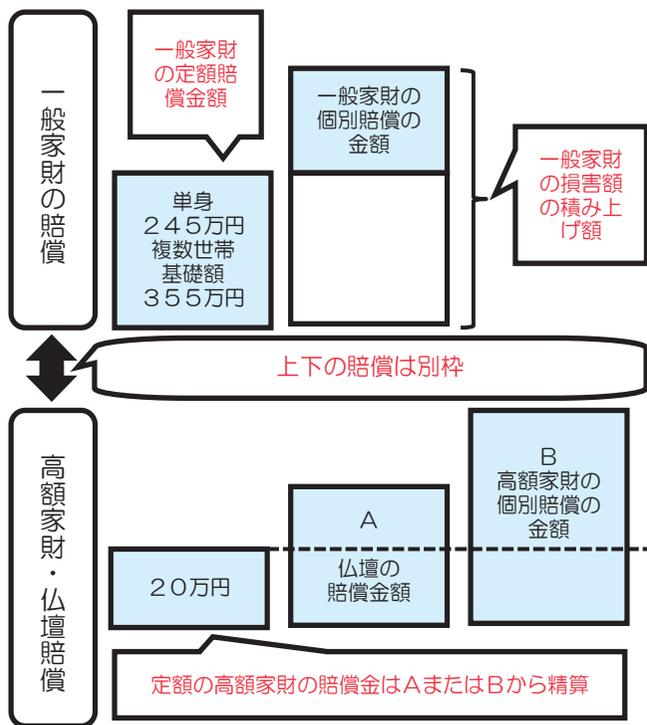
平成29年2月作成

### Q1 家財に対する賠償にはどのようなものがありますか？

A 一般家財、高額家財、仏壇に対する賠償があります。

詳しくは次の表と図を参照してください。

家財に対する賠償の種類	
分類	賠償の対象となる物
一般家財賠償	高額家財、仏壇を除く一切の家具、家電、衣服、日用品等
高額家財賠償	購入価格が30万円以上の家具、家電衣服等（仏壇を除く）
仏壇賠償	仏壇そのもの、位牌、香炉、花立、線香立て等の仏具



### Q2 一般家財賠償のときに、定額で高額家財分として20万円を受け取っていても高額家財の個別賠償の請求はできますか？

A できます。

Q1のAの図のとおり定額の高額家財分の賠償金20万円は仏壇または、高額家財の個別賠償金で精算されますが、高額家財の個別賠償の請求ができなくなることはありません。

### Q3 個別賠償の対象になる高額家財とは何ですか？

A 購入価格が30万円以上の家具、家電、衣服等です。

賠償の対象となる高額家財の詳細は次の表のとおりです。

正確な購入価格を忘れてしまって、価格を証明する資料がなくても、30万円以上したと思う物については賠償請求ができます。賠償請求の際に領収書等の購入価格の分かる書類を提出する必要はありません。

高額家財の個別賠償の対象にならない物	
分類	品目
劣化しないと考えられる物	株券、ゴルフ会員権、債券等の有価証券、庭石等の石類
持出しができると考えられる物	財布、携帯電話、腕時計、アクセサリ類

賠償の対象となる高額家財		
分類	品目	
経年減価する家財	生活家電類	洗濯機、乾燥機、エアコン、温風ヒーター、電気掃除機、電話機、こたつ、マッサージ機等
	台所家電類	冷蔵庫、電子レンジ、オーブン等
	映像家電類	テレビ、BD/DVDレコーダー、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ゲーム機、音響機器等
	情報家電	パソコン、複合機等
	家具類	タンス、テーブル、ベッド、ソファ、キャビネット、寝具等
	楽器類	ピアノ、ギター、琴、笛等
	衣類	着物、スーツ、ドレス、靴、バッグ等
	食器類	皿、カップ、茶碗等
	乗物・行楽用品類	自転車、原付バイク、スポーツ用品、アウトドア用品
	経年減価しない家財	分類
骨董品・美術品類		ひな人形、五月人形、甲冑、日本刀、絵画、壺、茶碗、彫刻等
動植物		錦鯉、盆栽等
宗教物		神棚、聖壇等

\*表中の物は代表的なもので、これら以外の物も賠償の対象となることがあります。

\*原則として、「経年減価する家財」は時価相当額が賠償され、「経年減価しない家財」は修復・清掃のための費用が賠償されます。